令和2年度第4回理事会議事概要

日 時 : 令和2年7月10日(金)15:00~15:23

場 所 : 森林総合研究所特別会議室(つくば市)

(上理事、猪島理事、高橋総括審議役、中山審議役はTV会議で参加)

出席者: 理事長 浅野 透

理事(企画・総務・森林保険担当) 矢野 彰宏

理事(研究担当) 坪山 良夫

理事(育種事業・森林バイオ担当) 上 練三

理事(森林業務担当) 猪島 康浩

理事(法令遵守担当) 井田 裕之

監事 鈴木 直子

監事 平川 泰彦

総括審議役 髙橋 和宏

総括審議役 石原 聡

審議役 中山 浩次

企画部長 河原 孝行

総務部長 青柳 浩

1. 開会

(寺川総括審議役)

令和2年度第4回理事会を開催いたします。

本日は審議事項が1件、報告事項が5件です。それでは順次説明をお願いいたします。

2. 議事

Ⅰ-1 令和2事業年度会計監査人候補者の選定について

(矢野理事)

当機構の会計監査人につきましては、令和元年度に2カ年間の公募によりPwCあらた有限責任監査法人にお願いし、元年度の会計監査を終了したところです。令和2年度につきましては、会計監査人の選定を農林水産大臣の方で毎年行うことになっておりまして、あらためて農林水産大臣に候補人を届けまして、選任していただくという手続きが必要になります。それに先立ちまして、元年度の監査が適切に行われたということで、7月6日に会計監査人候補者審査委員会を開いております。その中で、候補者とした理由に書いてありますが、令和元年度の監査について、計画に基づき適切に実施されているということ、財務諸表等の監査方法及び結果が相当であるものということで、令和2年度についてもPwCあらた有限責任監査法人を候補者とすることに問題はないということで委員会でも結論が出ています。併せて監事から同意の意見も頂いております。これらを踏まえまして、今年度の会計監査人候補者として、PwCあらた有限責任監査法人を候補者として、農林水産大臣に選任請求をしたいと思います。

(井田理事)

意見というわけではないのですが、候補者審査委員会に出席しているのでひと言だけ補足させてください。平成30年に従前のトーマツからPwCあらた有限責任監査法人に監査人を変更いたしました。前任の監査人が長くなっていること、監査法人ローテーション制が検討されていることを踏まえて変更したところです。監査法人ローテーション制については現在国の方でも議論されてきたのですが、当面見送りになるという事です。こうした議論は今後も続くと思われますが、これらの動向を見て、機構として判断していくのが良いのではと思っております。

(寺川総括審議役)

ご意見がなければ、PwCあらた有限責任監査法人を監査人候補として農林水産大臣 への選任請求をさせていただきます。

Ⅱ-1 通則法第38条に基づく大臣提出資料について

(矢野理事)

毎年度独法通則法第38条に基づきまして、前年度の財務諸表等を農林水産大臣に6月30日までに提出しなければならないことになっております。令和元年度分につきま

しても、前回の理事会の方で財務諸表につきましては御説明をし、御了解をいただいているところですけれども、こちらを農林水産大臣あてに提出することになっております。併せて、財務諸表に加えまして、事業報告書、決算報告書、監査報告を併せて報告することになっております。資料にありますのは、2ページ以降の抜粋と書いてあります財務諸表、18ページにPwCあらた有限責任監査法人からの会計監査人の報告、20ページから監事の監査報告、財務諸表にこれらを加えまして、6月23日に農林水産大臣宛に提出しておりますので、ご報告させていただきます。

Ⅱ-2 特定母樹等普及促進会議の開催について

(上理事)

特定母樹等普及促進会議についてですが、毎年度実施し、特定母樹のための情報交換、共同研究の推進のための会議でございます。平成27年度から育種基本区ごとに開催しています。今年度の開催日程については、資料のとおりに決定しました。参集範囲は、林野庁をオブザーバーとしまして、都道府県・林業団体により構成される会議となっております。各地区7月から11月までこのような日程で会議を開催する予定になっております。各地区7月から11月までこのような日程で会議を開催する予定になっておりますけれども、新型コロナの関係で会議の内容等変更がありうるかと思っております。2ページ目につけてありますのが、関東の会議分でございます。7月22日に関東地区につきましてはWeb会議を予定しております。参加者は70名程度となる予定ですけれども、当日はヒノキ特定母樹の関係等、意見交換が行われる予定にしております。

II-3 森林整備センターの全国安全週間の取組について (猪島理事)

今年は93回目の全国安全週間が7月1日から7日にかけて実施されたわけですが、森林整備センターでも役職員の労働安全に対する意識の向上と、事業を行っていただいている造林者の方々の労働安全指導を図るために取組を行っております。まず一つ目が役職員の労働安全意識の向上を図る取組でございますが、安全衛生対策に関する意見交換会を実施したほか、安全教育(安全講話)を7月7日に関東整備局、森林保険センター合同で行いました。今回は新型コロナ対策を踏まえまして、森林整備センターの会議室と、隣の別途借り上げた会場と、森林保険センターと3会場をWEBにより接続し行いました。二つ目が水源林造成事業に係る事業者に対する労働安全指導の取組でございますけれども、昨年度も一昨年と同様24件の災害が発生し、今年度も前年度を上回る件数が発生しておりますので、現場における労働安全の確保について取組を行うこととしております。

(寺川総括審議役)

労働安全衛生の関係は非常に重要な事項でございまして、最近、天候も悪いこともございますけども、現場に出たとすれば、いろいろなことがあると思いますので、ご注意していただければと思います。会議についてはいろいろ工夫して行っていただいている

ということで、今後ともよろしくお願いいたします。

II-4 令和2年度保険料収入及び保険金支払の実績について ※石原森林保険センター所長から本件の説明が行われた。

II-5 (国研)森林研究・整備機構における新型コロナウイルス感染症対策について (寺川総括審議役)

資料は29ページと30ページになります。30ページの令和2年5月27日までは前回の理事会で御説明させていただいていますが、下二つの○が今回追加した分でございまして、6月24日 「新型コロナウイルスに係る感染予防対策について(更新)」を発出という事で、イベント等についての周知をしているところです。この時は緩和になったことを周知しております。6月30日 「新型コロナウイルスに係る感染予防対策について」の変更を発出しております。国内移動の自粛要請の解除を受けて、国内出張及び外部開催の会議の出席について、十分な感染リスク軽減措置を講じれば、承諾が不要となること等を周知しております。6月30日までの報告ですけれども、最近東京都の感染状況がかなり増えてきていますので、7月7日、今週になりまして、東京都内への移動は必要最小限とすること、東京都内から出勤している役職員、非常勤職員は自宅等勤務を可能とするということ、この書類では記載が間に合いませんでしたが周知しています。

(鈴木監事)

東京都がだんだん増えてきていますけれども、ここ独自という事ではなくて、国の状況を見ながら、コロナも考えていくという形になるのでしょうか。

(寺川総括審議役)

国、自治体の宣言というものが出るかどうかわかりませんが、それらを注視しながら、 またそれを踏まえながら、機構としても、研究所としても、独自判断するという事で、 状況に応じてやっていくことになるかと考えています。

(井田理事)

そうしますと解除については、東京都はまた知事から新たに判断が出たときに解除されるという事でしょうか。

(寺川総括審議役)

今東京都自体が、非常事態宣言が出されていませんので解除のタイミングが難しいか と思われますけれども、感染状況などその他の状況も見ながら独自で判断することも出 てくるのではと思います。何か頼るところがあれば頼りますけれども、我々独自で判断 することもあるのではと思います。

(浅野理事長)

その辺難しいところだと思いますが、私たちは科学的な研究機関なので、普通の方よりは科学的に判断できるだろうと思って考えているのですが、今の状況で見ると、政府が非常事態宣言を出さないのは社会経済状況を考えてという事が大きいのではと考えていて、機構の中で感染者がたくさんになるとか、職員さんにリスクを与えないためにはちょっと東京都が自粛という事であれば、それに準ずるようにやっていった方が良いのではと思っております。

Ⅱ - その他 令和2年7月豪雨に係る森林保険事務の対応について (石原森林保険センター所長)

7月3日からの大雨(令和2年7月豪雨)によって災害が発生しておりまして、災害救 助法が適用された地域があり、森林保険につきましてはその地域を対象に、森林保険契 約の継続契約の猶予措置を7月8日に定めまして、各森林組合連合会に通知するととも に、ホームページに掲載しております。通知の内容としましては、保険契約などの継続 につきましては保険契約期間の満了の30日前までに契約の申し込みをしなければなら ないという事になっているのですが、それが出来なかった場合でも、令和3年の2月2 8日までに申し入れがあった場合は、継続の手続きを終了するという事で、その間猶予 をするという内容になっております。対象としましては、現在災害救助法が適用されて いる6県51市町村(7月8日現在)を対象としています。なお、当該市町村の近隣等 に所在する市町村で、大雨による被害によって森林保険の継続契約の手続きを結ぶこと が困難と判断される場合には柔軟に対応していくこととしております。また、今後新た にこの災害で災害救助法を適用する市町村が追加された場合や、これから台風の時期に なりますので、令和2年10月末までに今回の災害と異なる災害で災害救助法を適用す るということが決定された場合にも同様な対応をすることとしています。なお、この対 応は前々回第2回の理事会で報告させていただきました、新型コロナウイルス感染症に 係る緊急事態宣言に係る、保険の猶予と内容は同様になっております。事項の登録が間 に合わなかったので、口頭で説明させていただきますが、資料につきましては次回の理 事会で配布させていただきます。

(浅野理事長)

参考のためにお聞きしたいのですが、市町村単位で適用にするかを決めるのでしょうか。県でしょうか。

(石原森林保険センター所長) 市町村単位です。

(寺川総括審議役)

ほかに質問がないようでしたら、これで令和2度第4回理事会を終了いたします。 次回は8月7日(金)に林木育種センターで行う予定です。

3. 閉会